

令和7年第5回美郷町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和7年4月30日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
 - 1) 例月現金出納検査の報告（令和7年2月分・3月分）
- 第 4 町長の招集挨拶
 - 議案上程（説明）
- 第 5 報告第 1号 専決処分事項の報告について
 - 議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）
- 第 6 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 7 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 8 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 9 議案第 32号 財産の取得について
- 第10 議案第 33号 工事請負契約の締結について
- 第11 議案第 34号 工事請負契約の締結について
- 第12 議案第 35号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	熊谷隆一	2番	村田薫
3番	鈴木正洋	4番	藤原政春
5番	高山茂雄	6番	高橋邦武
7番	深澤均	8番	伊藤福章
9番	高橋正和	10番	泉美和子
11番	深沢義一	12番	熊谷良夫
13番	澁谷俊二	14番	長谷川幸子
15番	鈴木良勝	16番	森元淑雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己	副町長	本間和彦
総務課長	武田浩之	企画財政課長	深澤文仁
税務課長	佐々木龍悦	住民生活課長	木村英彰
福祉保健課長	大澤修	こども子育て課長	高橋勉
商工観光交流課長	高橋晋一	農政課長	高塚剣
建設課長	高橋博和	会計管理者兼 出納室長	照井修
農業委員会 農事務局長	加藤隆輝	教育長	栗林守
教育推進監	井合和人	教育推進課長	佐々木寿人
生涯学習課長	中田裕克		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤秀勝	議事総務班長	澁谷正樹
上席主査	高橋幸恵		

◎開会及び開議の宣告

○議長（森元淑雄） おはようございます。

定刻並びに、出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第5回美郷町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（森元淑雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、深澤均議員及び8番、伊藤福章議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（森元淑雄） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（森元淑雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より例月現金出納検査、令和7年2月分及び3月分の結果報告がありました。

その写しを皆様のお手元に配布しております。それをもって報告に代えさせていただきます。

◎町長の招集挨拶

○議長（森元淑雄） 日程第4、町長の招集挨拶を行います。

本臨時会の招集に当たって、町長より招集挨拶の申出がありましたので、これを許します。
松田知己町長、登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） おはようございます。

令和7年第5回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただきお礼申し上げます。

開会に当たり、提出いたしました議案の概要等を申し上げ、招集のあいさつといたします。

はじめに、報告第1号「専決処分事項の報告について」ですが、車両損壊事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分しましたので、報告するものです。

承認第1号から承認第3号「専決処分事項の承認を求めることについて」ですが、承認第1号は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等の公布に伴う美郷町税条例の一部改正について、承認第2号は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の交付に伴う美郷町国民健康保険税条例の一部改正について、承認第3号は、譲与税、特別交付税及び町債等の額の確定に伴う「令和6年度美郷町一般会計補正予算第17号」についてそれぞれ専決処分しましたので、報告し、承認を求めるものです。

議案第32号「財産の取得について」ですが、美郷町子ども子育て支援拠点施設用大型遊具等の取得にかかる契約について、お諮りするものです。

議案第33号から第35号「工事請負契約の締結について」ですが、旧六郷わくわく園跡地等宅地造成工事並びに美郷町子ども子育て支援拠点整備事業電気設備工事及び機械設備工事について、それぞれ工事請負契約を締結したく、お諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集のあいさつといたします。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第5、報告第1号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 報告第1号についてご説明します。

2ページの専決処分書をご覧ください。

令和7年2月20日に発生した車両損壊の事故について、同年4月4日に示談が成立し、専決処分をしましたので報告するものです。

相手方は東京都港区芝3丁目22番8オリックス自動車株式会社で、事故の概要は、美郷町土崎字上野乙内の県道を走行中、町所有樹木から氷雪が落下し、フロントガラスを破損したものです。

被災の損害賠償額及び和解の要旨により示談が成立しております。

なお、損害賠償額については全額保険対象となります。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで、報告第1号の説明が終わりました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第6、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（佐々木龍悦） 承認第1号についてご説明します。

議案4ページ、専決処分書をご覧ください。

今回、地方税法及び地方税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に交付され、令和7年4月1日から順次施行されることに伴い専決処分いたしました専決第1号美郷町税条例の一部を改正する条例について報告し承認を求めるものでございます。改正条文は議案5ページから10ページでございますが、内容につきましては新旧対照表にて説明いたしますので議案資料集1ページをご覧ください。

なお、改正条文において一部の改正規定を除き、この条例の施行期日を令和7年4月1日と規定しておりますが、一部施行期日が異なる改正規定についてのみ内容の説明と合わせて施行期日を説明させていただきますのでご了承をお願いいたします。まず、上段の第18条公示送達についてですが、これまでの町掲示板への掲示に加え、公示内容を町のホームページへの掲載や窓口でのパソコン画面で、不特定多数の方が閲覧できる状態におく措置を追加するもので、この改正規定の施行期日は地方税法等の一部を改正する法律令和5年法律第1号の附則第1条第12号に掲げる規定の施行日となります。

次の第18条の3は、軽自動車税種別割の納税証明書の交付における納税証明事項の内容について規定しているものですが、この条文の引用先である地方税法施行規則の略称規定の整理で、この改正規定の施行期日は地方税法等の一部を改正する法律令和5年法律第1号の附則第1条第12号に掲げる規定の施行日となります。

次の第33条の2は、地方税法の改正に伴い町民税の所得控除において、自己と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で前年の合計所得金額が123万円以下であるものを特定親族とし、それに係る控除額として特定親族特別控除額を追加したものです。この改正規定の施行期日は令和8年1月1日となります。

次に1ページ目の最下段の見出しから2ページ目下段までの第35条の2第1項ですが、町民税の申告において、ただし書きにより申告書提出の要否に関する要件が規定されておりますが、その要件の中に先ほどご説明いたしました特定親族特別控除額及び特定親族等の文言及びその規定を追加したもので、施行期日は令和8年1月1日となります。

3ページ目をお願いいたします。

上段の第10項は、法人町民税申告書の提出の際に必要な記載事項を定めているものですが、令和6年の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正に伴い、法人番号を規定している引用先条文の項ずれを解消したものです。

次の中段、第35条の3の2は、給与所得者が提出しなければならない個人町民税の扶養親族等申告書について記載事項を規定しているものですが、第1項第3号の規定に特定親族の文言を追加したもので、施行期日は令和8年1月1日となります。

次の第35条の3の3は、3ページ下段から4ページ中段までとなります。これは、公的年金等受給者が提出しなければならない個人町民税の扶養親族等申告書について記載事項を規定しているものですが、第1項で規定している申告書に記載できる扶養親族の定義に特定親族の文言とその特定親族の所得要件の規定を追加し、第3号に特定親族の文言を追加したもので、施行期日は令和8年1月1日となります。

次の第61条の2第1項第1号は、固定資産税の区分所有に係る家屋の評価において、補正方法の申出とその申出書の記載事項を定めているものですが、マイナンバー法の改正に伴い法人番号を規定している引用先条文の項ずれを解消したものです。

5ページ目をお開きください。

上段の第79条は、軽自動車税種別割の税率を規定しているものですが、令和2年度の二輪車排出ガス規制により、これまで原付2種とされていた50cc以上125cc以下の車両のうち、車両のエン

ジン最高出力を現在の50cc相当と同等である4kW以下に性能を抑えた車両を新たに原付一種の区分に加えるもので、その定義を第1項第1号ウとし、その種別割の税率を2千円とするものです。

それにより、これまでの原付二種の区分であるウを同号エとし、以下一つずつ繰り下げるものです。また、ウが追加されたことに伴い同号のア、イ及びエにおいてそれぞれの区分に該当しない車両を除外する規定を追加するとともに、引用先のずれを整理したものでございます。

次の第85条第2項は、軽自動車税種別割の減免申請書を提出する際の記載事項を定めているものですが、第2号においてマイナンバー法の改正に伴い法人番号を規定している引用先条文の項ずれを解消したものです。

6 ページ目をお開きください。

第5号では、種別割の減免申請書にこれまでの原動機の総排気量または定格出力の記載に加え、先の第79条で新たに規定された原動機付自転車の場合は、原動機の排気量及びその最高出力の記載が必要である旨の規定を追加したものです。

次の第86条第2項は、身体障害者等に対する種別割の減免申請において、身体障害者手帳などのほか、運転免許証の提示が必要となりますが、免許証を保持している方の定義において、「身体障害者または」を「身体障害者もしくは」に書きぶりを修正し、文言を整理したものでございます。また、ページ下段では、令和4年の道路交通法の改正により令和7年3月から運転免許証と個人番号カードが一体化した免許情報記録個人番号カード、いわゆるマイナ免許証の運用が開始されたことに伴い、身体障害者等が軽自動車税種別割の減免申請をする際、これまで必要とされていた運転免許証の提示のほか、新たにマイナ免許証による提示でも可能とする旨の規定を追加したものでございます。

次にページ下段から7ページ上段までの第5号は、減免申請書に記載が必要となるこれまでの運転免許証のほか、マイナ免許証に記録されている免許情報記録の情報でも申請が可能であるとする規定を加えたものでございます。

次の第3項は、減免申請の際にマイナ免許証を提示した場合、役場窓口などでマイナ免許証に記録された特定免許情報を読み取り確認するための必要な措置を取らなければならない旨の規定を追加したものです。この第3項の規定により、これまでの第3項を第4項とし、以下1項ずつ繰り下げるものです。

次の第131条の3第2項は、特別土地保有税の減免申請書の提出の際に必要な記載事項を定めているものですが、第1号においてマイナンバー法の改正に伴い法人番号を規定している引用先条文の項ずれを解消したものです。

次の7ページ下段から8ページ上段までの第141条第1項第1号は、入湯税の申告書提出の際に必要な記載事項を定めているものですが、第2号においてマイナンバー法の改正に伴い法人番号を規定している引用先条文の項ずれを解消したものです。

次の附則第14条の2は、加熱式たばこ等に係るたばこ税の課税標準の特例を追加したものです。第1項では令和8年4月1日以降に製造売渡し等された加熱式たばこの課税標準について、当分の間、加熱式たばこ1本当たりまたは1箱当たりの重量区分に応じ、紙巻たばこ1本あたりの本数等に換算した本数とする規定とし、第1号では葉たばこを原料とした加熱式たばこについては、加熱式たばこの重量0.35gをもって紙巻たばこの1本に換算し、ただし、0.35g未満のものについても紙巻たばこ1本に換算する規定。同項第2号は、8ページ下段から9ページ上段までとなりますが、さきの第1号以外の加熱式たばこについては重量の0.2gをもって紙巻たばこの1本に換算し、ただし、加熱式たばこ1箱当たりの重量が4g未満のものについては、加熱式たばこ1箱をもって紙巻たばこ20本に換算する規定を追加するものです。

次の第2項は、第1項第1号のただし書き及び第2号のただし書きで規定されたもの以外の加熱式たばこの重量を、紙巻たばこの本数に換算する場合の方法を定めた規定でございます。

次の第3項は、第2項で規定した換算の計算における端数処理の方法を規定したもの、次の第4項は第1項第2号で規定される加熱式たばこのうち第1項第2号のただし書きの規定を適用しないものの規定を追加したものです。この附則の施行期日は令和8年4月1日となります。

新旧対象表での説明は以上となりますので、議案8ページにお戻りください。

中段の改正附則についてご説明いたします。

附則第1条では、この条例の施行期日について規定してございますが、これから説明いたします改正附則に係る施行期日以外につきましては、先ほどまでの改正条文の中でご説明したとおりでございます。なお、施行期日が令和7年4月1日と異なる改正附則の施行期日については内容説明と合わせてご説明させていただきます。

附則第2条は、公示送達に関する経過措置でございます。第1項はこれまでの掲示場への掲示に加え、インターネットパソコン画面でも閲覧できる状態におく措置をとることの改正規定は、附則第1条第3号で定める規定の施行日以後の公示送達について適用し、同日前にした公示送達については従前の例によるものとしてございます。

次に9ページをお願いいたします。

次の附則第3条は町民税に関する経過措置でございます。

第1項は新条例第33条の2の町民税の所得控除において特定親族特別控除額の文言を追加し、

新条例第35条の2第1項で申告書の提出が不要となる場合のただし書きの規定に、特定親族特別控除額と特定親族の文言と定義を追加する規定は、令和8年度以後の年度分の町民住民税について適用し、令和7年度分までは従前の例によるものとしてまいります。

第2項は町民税の申告義務に関する規定の適用について、新条例第35条の2第1項ただし書き中の前年の合計所得が85万円以下であるものに限るの規定は、令和8年度分の個人町民税には適用しないものの規定でございます。

次の第3項及び第4項は、給与又は公的年金等について提出する扶養親族等申告書に扶養親族又は特定親族の氏名を記載する規定については令和8年1月1日以後に提出する申告書に適用し、同日前に提出する申告書については従前の例によるものとしてまいります。

次の9ページ下段から10ページ上段までは、軽自動車税に関する経過措置でございます。この附則第4条は新条例第79条で規定する電動自転車の区分と税率を追加する改正規定については、令和7年度以後の年度分の種別割に適用し、令和6年度分までについては従前の例によるものとしてまいります。

次の附則第5条は、町たばこ税に関する経過措置でございます。第1項は第2項で定めるものを除き、改正附則第1条第2号で規定する令和8年4月1日前に課す加熱式たばこの町たばこ税については、従前の例によるものです。

第2項は、令和8年4月1日から令和8年9月30日までの間に売渡し等がされた加熱式たばこの課税標準については、町税条例第90条第3項及び新条例附則第14条の2の2の規定に関わらず、第90条第3項の規定及び新条例附則第14条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数とする規定でございます。

次の第3項は、第2項で計算された本数に1本未満の波数がある場合は、その波数を切り捨てる旨を規定したものでございます。

承認第1号の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

承認第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第1号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄) 日程第7、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(佐々木龍悦) 承認第2号についてご説明いたします。

議案12ページ、専決処分書をご覧ください。

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が、令和7年3月31日に公布され、翌4月1日から施行されることに伴い、専決処分いたしました専決第2号美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について報告し、承認を求めるものでございます。

改正条文は、議案13ページでございますが、内容につきましては新旧対象表にて説明いたしますので、議案資料集10ページをご覧ください。

今回の改正につきましては、中間所得層の方々の負担軽減を図る観点から国民健康保険税の課税の上限額を改正するものであります。

まず、第4条第2項は、国民健康保険税の課税限度額を65万円から66万円に引き上げるものです。

次の第3項は、後期高齢者支援金等の課税限度額を24万円から26万円に引き上げるものです。

次の第25条第1項は、7割、5割、2割軽減後の国民健康保険税課税限度額を、さきの第4条第2項の改正に合わせ65万円から66万円に引き上げ、同様に後期高齢者支援金等の課税限度額を24万円から26万円に引き上げるものです。

第2号では、5割軽減の判定基準について非保険者1人当たりの加算額を29万5千円から30万5千円に引き上げ、次の11ページの第3号では、2割軽減の判定基準について非保険者1人当たりの加算額を54万5千円から56万円に引き上げるものでございます。

新旧対象表での説明は以上となりますので、議案13ページにお戻りください。

中段の改正附則についてご説明いたします。

附則第1条は、この条例の施行期日を令和7年4月1日とするものでございます。

附則第2条は、改正後規定は令和7年度以降の国民健康保険税に適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については従前の例とするものでございます。

承認第2号の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

承認第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第2号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第8、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（深澤文仁） 承認第3号についてご説明します。

16ページの専決処分書をお願いします。

令和6年度美郷町一般会計補正予算第17号について、歳入予算の確定等により令和7年3月31日付で専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

補正の内容ですが、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億5,941万5千円を追加する件及び地方債の補正4件です。

はじめに20ページの第2表地方債補正についてご説明します。

変更の4件については、充当する事業の事業費の確定に伴う限度額の変更です。

続きまして、歳入についてご説明します。

24、25ページをお願いします。

2 款地方譲与税から26、27ページの11款交通安全対策特別交付金までは、額の確定による補正です。

次の16款 1 項 2 目利子及び配当金は、各基金預金利子の額の確定による補正です。

28、29ページをお願いします。

17款 1 項 2 目指定寄付金は、地方創生応援寄付金の実績による補正です。

20款 2 項 1 目町預金利子は、町預金利子の額の確定による補正です。

21款 1 項町債の 1 目総務債から30、31ページの 7 目衛生債までは、充当する各事業の実績に伴う額の確定による補正です。

続きまして、歳出についてご説明します。

32、33ページをお願いします。

2 款 1 項 2 目行政推進費は、充当する過疎対策事業債及び基金預金利子の確定による財源補正です。

3 款 1 項 2 目障害者福祉費 3 目高齢者福祉費及び 4 目医療給付費は、充当する過疎対策事業債の額確定による財源補正です。

4 款 1 項 3 目環境衛生費及び 2 項 1 目清掃費は、充当する合併特例債の確定による財源補正です。

6 款 1 項 3 目農業振興費は、充当する過疎対策事業債の確定及び地方創生応援交付金の充当。
6 目畜産業費は、充当する過疎対策事業債の確定。 2 項 1 目林業費は、充当する過疎対策事業債の確定及び森林環境譲与税の額の確定による財源補正です。

34、35ページをお願いします。

8 款 1 項 1 目土木総務費は、充当する過疎対策事業債の確定。 2 項 2 目道路維持費は、充当する合併特例債の確定。 3 目道路新設改良費は、充当する合併特例債及び過疎対策事業債の確定。
3 項 1 目河川総務費は、充当する緊急浚渫推進事業債の確定。 5 項 1 目下水道費及び 6 項 1 目住宅管理費は、充当する過疎対策事業債の確定による財源補正です。

10款 1 項 3 目教育助成費は、充当する子ども子育て支援事業債の確定。

36、37ページに移りまして、 2 項 1 目学校管理費は、充当する合併特例債の確定。 5 項 3 目学校給食費は、充当する過疎対策事業債の確定による財源補正です。

13款 1 項 1 目基金費は、基金預金利子の確定及び減債基金積立金の追加による補正です。この

うち減債基金積立金については、町債元金の繰上げ償還の財源の一部とするため、令和6年第6回町議会定例会で可決いただきました補正予算で減債基金繰入金として3億円を計上し、町債の償還元金の財源の一部として充当いたしました。各交付金等の額の確定と財政運営の状況により同額を積み立てるものです。

14款予備費は、歳入歳出予算の差額の調整分です。

承認第3号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

承認第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第3号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第9、議案第32号 財産の取得についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第32号についてご説明します。

契約書の案は議案資料集12ページに、入札執行の詳細については13ページに掲載しておりますので、併せてご覧ください。

美郷町子ども子育て支援拠点施設用大型遊具等を取得するに当たり、4月22日に指名競争入札を執行した結果、4,565万円で大仙市福田町11番22号株式会社青工大仙支店に落札となりましたので、契約に当たり議会の議決を求めるものです。なお、本契約における納入期限は令和8年3月31日です。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。2番、村田 薫議員。

○2番（村田 薫） 2点、お伺いしたいと思います。

1つ目は保証金のところですけど、今回の契約につきまして約4,500万、かなり大きい金額になっておりますが、契約保証金というのが免除という形になっております。それで昨今の経済事情によりますと、私たちも実感しているわけですが、物価が著しく高騰している現状で契約金が上がるとか、何かの変更が出るということの考慮はされていないのかを1つ伺いたいと思います。

それとあともう1つは、この契約した用具の掛かり増しが発生した場合の具体的な取扱い対応についてお伺いしたいと思いますよろしくお願いします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） ただいまのご質問についてお答えします。

1点目の契約保証金についてですが、美郷町財務規則におきまして、契約者が過去2年間に町、国または他の地方公共団体と同規模の契約を数回以上にわたって締結した場合に免除することを規定してございます。なので、今回の議案につきましても、これに基づき免除するというような規定にしてございます。

2点目のご質問ですが、今回の財産の取得に関する議案の提案の前に契約相手方と、まず、仮契約を締結しております。その際に契約金額や納入期限等を確認しておりますので、まずはこの契約内容で履行していただくことになるものと認識をしております。また、今回の契約が大型遊具ということもあり、金額がご質問にありましておとり大きくなっております。本契約書の特別契約事項には前払い金の規定もありますので、契約締結後に相手方から相談がもしあった場合には適切に対応してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

議案第32号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第32号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 異議なしと認めます。よって、議案第32号 財産の取得については原案のとおり可決しました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄) 日程第10、議案第33号 工事請負契約の締結についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(武田浩之) 議案第33号についてご説明します。

契約書の案は議案資料集14ページに、入札執行の詳細については15ページに掲載しておりますので、併せてご覧ください。

旧六郷わくわく園跡地等宅地造成工事について、4月23日に一般競争入札を執行した結果、6,490万円で美郷町六郷字作山183番地2株式会社マルコ産業に落札となりましたので、契約に当たり議会の議決を求めるものです。なお、本契約における工期は議会の議決後の着工、完成が令和7年10月31日です。

説明は以上です。

○議長(森元淑雄) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 討論なしと認めます。

議案第33号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第33号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄) 異議なしと認めます。よって、議案第33号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第11、議案第34号 工事請負契約の締結についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第34号についてご説明します。

契約書の案は議案資料集16ページに、入札執行の詳細については17ページに掲載しておりますので、併せてご覧ください。

美郷町子ども子育て支援拠点施設整備事業新築工事（電気設備工事）について、4月23日に一般競争入札を執行した結果、9,075万円で大仙市若竹町31番4号羽後電設工業株式会社大曲営業所に落札となりましたので、契約に当たり議会の議決を求めるものです。なお、本契約における工期は議会の議決後の着工、完成が令和8年3月31日です。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

議案第34号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第34号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、議案第34号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第12、議案第35号 工事請負契約の締結についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第35号についてご説明します。

契約書の案は議案資料集18ページに、入札執行の詳細については19ページに掲載しておりますので、併せてご覧ください。

美郷町子ども子育て支援拠点施設整備事業新築工事（機械設備工事）について、4月23日に一般競争入札を執行した結果、8,030万円で美郷町六郷字宝門清水72番地4株式会社フジヤアクアテックに落札となりましたので、契約に当たり議会の議決を求めるものです。なお、本契約における工期は議会の議決後の着工、完成が令和8年3月31日です。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

議案第35号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第35号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、議案第35号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。

◎閉会の宣告

○議長（森元淑雄） 以上で、本臨時会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年第5回美郷町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時44分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和7年4月30日

美郷町議会議長 森元淑雄

署名議員 深澤均

署名議員 伊藤福章